

## 市税の種類及び課税の状況（税率など全国の状況について）

| 税目  |       |      | R1調定額<br>(千円) | 本市の税率      |      | 制限<br>税率  | 備考   | 超過課税の団体<br>(全1,718市町村)                      |                 |
|-----|-------|------|---------------|------------|------|-----------|--|---|-----------------|
| 普通税 | 市民税   | 個人   | 242,438       | 円<br>3,500 | 標準   | H10<br>廃止 | 定額課税 復興増税500円(～R5)<br>みやぎ環境税(～R2) 森林環境税(R6～) | 横浜4,400(H21～)<br>神戸3,900(R1～)               |                 |
|     |       | 均等割  |               |            | 標準   |           |  |   |                 |
|     | 法人    | 均等割  | 448,421       |            | 標準   | 1.2倍      | 定額課税 大郷町は1.2倍(宮城県は1.1倍)                      | 391(31道府県)                                  |                 |
|     |       | 法人税割 | 1,217,415     | 7.4%       | 超過   | 8.4%      | 定率課税 県内超過5市は全て8.4%を採用                        | 1,014(46都道府県)                               |                 |
|     | 軽自動車税 |      |               | 448,997    |      | 標準        | 1.5倍   | 平成28年度税額を大幅改定                               | 14              |
|     | たばこ税  |      |               | 1,266,120  |      | 一定        | —  | 全国一律（変更できない）                                | —               |
|     | 鉱産税   |      |               | 0          | 1.0% | 標準        | 1.2%   | 石炭等の鉱物を掘採価格で課税                              | 28              |
|     | 固定資産税 |      |               | 8,623,105  | 1.4% | 標準        | H16<br>廃止                                    | 県内で超過課税なし<br>(以前は制限税率2.1%)                  | 152(1.45～1.75%) |
| 目的税 | 入湯税   |      |               | 18,018     | 150円 | 標準        | なし   | 日帰り利用50円(近隣市町は100円が主)                       | 9               |
|     | 事業所税  |      |               | —          | —    | 一定        | —  | 人口30万以上の都市(仙台市55億円)                         | 課税76団体          |
|     | 都市計画税 |      |               | 1,095,328  | 0.3% | 制限        | 0.3%   | 市街化区域のある26市町村中17市<br>町で課税(0.15%①0.2%⑥0.3%⑩) | 課税645団体         |

※ 本市は個人市民税と固定資産税が全体の8割を占める構成となっている

R2.4.1現在

# 市税負担の見直しによる主な改正の内容

自主財源である市税の安定的確保及び市税負担の公平性を図る観点から、市税全ての状況等について再検討し、以下の改正を実施する。なお、その適用時期については、新型コロナウイルス感染症の地域経済及び市民生活への影響の長期化を踏まえたものとする。

## 個人市民税

均等割の非課税限度額の見直し(引き上げ)  
・均等割、所得割の税率は現行内容を引き続き適用する

減税

約1,000万円の減

## 法人市民税

市で唯一超過課税の法人税割税率の見直し(引き上げ)  
・中小法人に対する不均一課税(標準税率)適用の創設

増税

一部減税

約7,600万円の増

## 入湯税

標準税率未満の日帰り利用分の税率を引き上げ  
・中学生や無料入浴分等を非課税規定に追加・整理する

増税

一部減税

約1,800万円の増

## 固定資産税

特例適用中の地籍調査済の新地積課税を次回評価替で実施  
課税免除や不均一課税の軽減割合等を整理・統合する

適正課税

軽減拡大

約6,600万円の増

## 都市計画税

固定資産税と同様の改正を実施(一部地域が対象となる)

計 約1億5,000万円の増

# 個人市民税：非課税限度額の引き上げ 基本30→35万 加算17.6→21万

個人市民税の標準税率 均等割…税額3,500円、所得割…税率6% (H10制限税率を廃止)

※均等割には復興増税で500円(H26～R5市県同額)とみやぎ環境税1,200円(H23～R2)を徴収している

|            | 扶助費基準月額(4月分:円) |         |        | 年間<br>扶助費計 | 給与所得<br>の換算後 | 対<br>比    | 条例額(万円) |            |           |           |
|------------|----------------|---------|--------|------------|--------------|-----------|---------|------------|-----------|-----------|
|            | 生活             | 住宅      | 教育     |            |              |           | 合計      | 基本         | 加算        |           |
| <b>現行</b>  | A:R1生活費        | 155,360 | 8,000  | 2,600      | 1,918,580    | 1,161,200 | <       | 137.6      | 30        | 17.6      |
| ↓          | B:R2除外分加算      | 177,010 | 8,000  | 3,450      | 2,228,150    | 1,379,600 | >       |            |           |           |
| <b>改正案</b> | C:R2住宅費改定      | 177,010 | 46,000 | 3,450      | 2,684,150    | 1,698,800 |         | <b>161</b> | <b>35</b> | <b>21</b> |

**非課税限度額の改定** モデル世帯(夫婦と子2人)の生活保護扶助費を毎年算出。税条例額と比較・検討して改正の可否を判断している。合併時に条例額を統一し、現在も同じ基準額が続いている「**表A**」。

算出額が2級地基準を上回った際に、除外した扶助費分を加えて算出した令和2年分「**表B**」は、現条例額を上回り条例改正が必要。県内各市の条例額は住宅費の認定の違いでバラツキが出ている「**次頁表**」。

被保護者の住宅費(4人世帯本年4月分)は公営8,400円～27,600円、民賃42,000円～56,000円。モデル世帯の公営住宅家賃は31,900円(新立野で算定)であるが、民間の実勢家賃額を考慮し、住宅扶助限度額の46,000円を改正(案)で計上する「**表C**」。

**改正時期** 令和3年度課税から適用(令和3年1月1日施行予定)

**効果額** 約1,000万円の減収(2,730人が非課税に) ※ 市民税非課税を対象者とする扶助費等の負担増加が見込まれる

《**他に予定する制度や取り扱いの改正点**》 ※所得があっても非課税者は申告義務を免除する条例を制定済(H12.3)

**非課税証明書の交付対象者の拡大** コロナ禍の申告会場での密解消と弱者の生命を守る観点から、非課税証明用の0円申告は不要に運用を改める →無収入申告1,976件、非課税基準以下申告4,545件の一定数が減少(R2実績)

県内各市の基準額

| 該当市    | 基本額            | 加算額            | 非課税限度額           | 生保級地         |
|--------|----------------|----------------|------------------|--------------|
| 仙台     | <b>350,000</b> | <b>210,000</b> | <b>1,610,000</b> | 1-2級地        |
| 白石・角田  | 350,000        | 168,000        | 1,568,000        | 3-1級地        |
| 岩沼     | 350,000        | 144,000        | 1,544,000        | 3-1級地        |
| 名取     | 345,000        | 162,000        | 1,542,000        | 2-2級地        |
| 塩竈・多賀城 | 345,000        | 140,000        | 1,520,000        | 2-2級地        |
| 大崎     | 330,000        | 168,000        | 1,488,000        | 3-1級地        |
|        | <b>315,000</b> | <b>189,000</b> | <b>1,449,000</b> | 2級地          |
| 石巻     | <b>300,000</b> | <b>176,000</b> | <b>1,376,000</b> | <b>3-1級地</b> |
| 気仙沼    | 300,000        | 168,000        | 1,368,000        | 3-1級地        |
| 富谷     | <b>280,000</b> | <b>168,000</b> | <b>1,288,000</b> | 3-1級地        |

仙台市と同額に改正  
均等割の上限額に設定

※太字は級地基準と同額。東松島、登米、栗原市は3-2級地で、富谷市と同額

**非課税限度額の基準** (本人と扶養親族等) (単身以外の加算) (令和3年度以降)

**所得割** 基本額 35万円 × 世帯人員数 + 加算額 32万円 + 10万円 … **全市町村一律の規定**

**均等割** 基本額 35万円 × 世帯人員数 + 加算額 21万円 + 10万円 … 2級地は×0.9 **3級地は×0.8**の額

※ 夫妻と子2人の生活保護の扶助費として算定される金額を勘案し上記額を参酌して定める

他に、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親のうち、前年の合計所得金額が125万円以下(令和3年から135万円以下に改正)の者を非課税とする規定がある (**全市町村同一の規定**)

# 法人市民税：法人税割を制限税率に引き上げ 7.4%→8.4%(R4.10申告分~)

法人税割：本市の税率 7.4% 標準税率6% 制限税率8.4%

県内の超過課税5市は全て制限税率の8.4%を適用しており、本市も同様に制限税率の適用に改正する。  
同時に中小法人等に対する特例を創設し、法人税額が1千万以下の場合には標準税率に軽減(不均一課税)

**改正時期** 令和4年10月以降の申告納付分から適用 (令和3年10月1日以後に開始する事業年度から適用)  
**効果額** 約7,600万円の増収

## 法人税割の税率採用状況

|     | 市町村数       | 標準<br>6.0% | 超過<br>税率  | 制限<br>8.4% | 不均一<br>課税 |
|-----|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 北海道 | 179        | 8          | 1         | 166        | 4         |
| 東北  | <b>227</b> | 147        | <b>12</b> | 64         | 4         |
| 関東  | 293        | 94         | 6         | 84         | 109       |
| 甲信越 | 185        | 65         | 15        | 96         | 9         |
| 東海  | 160        | 125        | 2         | 9          | 24        |
| 近畿  | 198        | 62         | 9         | 67         | 60        |
| 中国  | 107        | 24         |           | 79         | 4         |
| 四国  | 95         | 41         | 10        | 44         |           |
| 九州  | 274        | 138        | 2         | 129        | 5         |
| 計   | 1,718      | 704        | 57        | 738        | 219       |

### 唯一の超過課税の経緯

法人税割はS50.4.1以降に終了する事業年度分を12.1%から13.5%に1.4%引き上げているが、当時超過課税の固定資産税の税率1.45%を標準税率の1.4%に引き下げる際、減収見合いの増収策として実施。現在まで+1.4%の超過課税が続いている。《合併協議で石巻市の税率に統一し旧6町分は5年間不均一課税》

※ 栃木、富山、石川、福井、岡山、山口の6県は全市町村が制限税率を適用(沖縄県のみ全市町村標準税率)

## 入湯税：日帰り利用分の税率を引き上げ 50円→100円に(R4.4～)

### 標準税率 入湯客一人1日について150円(制限税率は無い)

本市は、宿泊する者1泊につき150円、宿泊しない者1回につき50円と規定

隣接市町の日帰り利用は概ね100円となっており、本市も同様の税率を適用するもの

#### 隣接市町の入湯税の状況

| 市町村名 | R1決算<br>(千円) | 宿泊<br>(円) | 日帰<br>り(円) | 備考     |
|------|--------------|-----------|------------|--------|
| 石巻市  | 18,018       | 150       | 50         |        |
| 東松島市 | 6,840        | 150       | 100        |        |
| 登米市  | 0            | 150       | 50         | 免除で調定0 |
| 女川町  | 7,756        | 150       | 100        |        |
| 南三陸町 | 4,922        | 150       | 100        |        |
| 涌谷町  | 0            | 150       |            | 免除で調定0 |
| 美里町  | 0            | —         |            | 条例未制定  |

#### 参考 近隣施設の利用料金

| 施設名                | 大人(円)    | 子供(円)    |
|--------------------|----------|----------|
| 温泉保養施設 ふたごの湯 (石巻市) | 550/750  | 200/300  |
| 天然温泉元湯 元気の湯 (石巻市)  | 700/800  | 300/350  |
| 女川温泉 ゆぼっぼ (女川町)    | 500      | 300      |
| 女川温泉 華夕美 (女川町)     | 600      | 440      |
| 東松島市健康増進センター ゆぷと   | (600)800 | (300)400 |
| 南三陸温泉 ホテル観洋 (南三陸町) | (500)840 | (250)410 |
| 長沼温泉 ヴィーナスの湯 (登米市) | (500)600 | (300)400 |
| わくや天平の湯 (涌谷町)      | 600      | 250      |

※ 料金表示は「平日」/「休日」、( )は、会員・町民・短時間料金

**改正時期 令和4年4月1日以降の入浴分から適用** (特別徴収の申告納付は翌月の調定)

**効果額 約1,800万円の増収**

#### 《併せて予定している制度や取り扱いの改正》

**課税免除の対象者の拡大 (非課税)** 現在の「年齢12歳未満の者」を「義務教育終了前の者」に改正する  
 利用料金が無料は課税免除にする規定に加える ※「料金が税額未満の場合」を含む

## 固定資産税：特例を適用中の地籍調査の新地積課税 R6評価替で実施

### 標準税率 1.4%(H16制限税率を廃止、以前は2.1%)

- ・超過課税は152団体で実施中(都市計画税は648団体で課税している)
- ・本市では、都市計画税(0.3%)を併せて課税(県内では市街化区域あり26市町村中17市町で課税)

地籍調査が未完了でも、他市町では実施済の地域分から新地積課税を行っている。本市は合併協議で調整中となっていた。現計画では令和45年調査完了予定となっているが、R6評価替で新地積課税を実施する

### 地籍調査未完了7市町の状況

| 市町村名 | 調査  | 年度   | 進捗率   | 新地積課税の実施          |
|------|-----|------|-------|-------------------|
| 仙台市  | 休止中 | S56～ | 29.6% | H18               |
| 川崎町  | 実施中 | S54～ | 77.6% | H30               |
| 白石市  | 実施中 | S55～ | 93.3% | H15               |
| 気仙沼市 | 実施中 | S52～ | 93.8% | 本吉町分H30<br>気仙沼市分未 |
| 名取市  | 休止中 | S48～ | 94.3% | H18               |
| 石巻市  | 休止中 | S41～ | 95.3% | 河北町分未<br>石巻市分未    |
| 大崎市  | 実施中 | S39～ | 99.8% | H21               |

**固定資産評価基準** 地籍調査後の地積が登記簿に登録されている土地で当該市町村における他の土地との評価の均衡上当該地積によることが特に不相当であると認められるものについては、地籍調査前の当該土地の登記簿に登録されていた地積によるものとする。

**固定資産実務提要** 国土調査法による地籍調査後の地積によって評価を行うかどうかは、(中略)総合的に考慮すべきであって一律に何%以上となった時と決めることはできない。

**改正時期** 令和6年度評価替で実施 (令和5年度中の入力作業) ※令和3年度はコロナ課税免除もあり次回実施とした  
**効果額** 約6,600万円の調定増(固定資産税約5,800万円・都市計画税約800万円) ※固定資産税増分の75%は交付税減

## 固定資産税の課税免除・不均一課税と減免の整理(産業・地域振興、公益使用)

### 1 既存の課税免除又は不均一課税の5条例と離島振興を統合した条例に1本化

- (1)石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例
- (2)原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例
- (3)石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例
- (4)石巻市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例
- (5)石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例

### 2 離島振興地域の課税の特例を新たに制定(網地島・田代島)

- ・ H25.4.1に取得価額2,900万円超が500万円以上と利用しやすい制度に改正された。  
→ 復興特区の終了後は制度の利用も見込まれるため、新たに制度化 …**3年度分を課税免除**

### 3 課税免除又は不均一課税の適用期限を施策延長時に継続可能な規定に改正

- ・ 現条例は適用期限年月日を規定しているため、税制改正時に条例改正が必要(専決処分後議会に報告)  
→ 交付税が措置される間は適用を継続するため「元法で定める期限」の引用に内容を改め自動延長化

### 4 課税免除又は不均一課税の軽減割合を交付税措置される割合に限定・統一化

- ・ 不均一課税の初年度割合を0に(原発立地地域・地域活力向上地域2号)、1号は3年間免除から2年目1/4、3年目1/2の不均一課税に改める。

### 5 その他に予定する改正内容

- ・ **公益使用は減免から課税免除に移行**(現 石巻市自然環境保全地域等における課税免除に関する条例は廃止・併合する)  
→ ちびっこ広場や集会所等の減免手続きの省略化を図る
- ・ **国際観光ホテルの不均一課税の廃止**(5年度分1/2の税率) → 課税の特例制度は上記1～4へ制度を統一

**改正時期** 令和2年第4回定例会に上程(申請の期限を1月末で統一するため令和3年1月1日施行予定)

**効果** 特例期限延長時の条例改正は不要に 減免の課税免除への移行で事務手続きの軽減化が図れる